

財政健全化計画等執行状況報告書

1. 基本的事項

団体名	稚内市	会計名	普通会計
承認年度	平成20年度		

2. 判定結果

項目	計画最終年度(又は改善額合計)			計画前年度実績(又は補償金免除額)		類型
	目標値	実績見込値	乖離値	実績値	乖離値	
① 地方債現在高	24351.0	27689.0	▲ 3,338.0	28318.0	629.0	c
② 実質公債費比率	14.6	16.9	▲ 2.3	16.0	▲ 0.9	c
③ 職員数	336.0	334.0	2.0	348.0	14.0	a
④ 改善額	374.0	737.0	363.0	69.0	668.0	a
⑤ 公営企業債現在高						
⑥ 累積欠損金比率						
					総合判定	c

3. その他

(i) 計画及び前年度執行状況の公表状況

計画:平成20年9月 公表 (HP・広報紙・その他【 】)
 執行状況:平成22年8月 公表 (HP・広報紙・その他【 】)

(ii) 計画及び前年度執行状況の議会への説明

計画:平成20年9月 説明
 執行状況:平成 年 月 説明

(iii) 平成23年度提出予定の旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画等

- 財政健全化計画
- 公営企業経営健全化計画
 - 水道事業 ()
 - 工業用水道事業
 - 都市高速鉄道事業
 - 下水道事業 ()
 - 病院事業
 - 介護サービス事業
- 提出予定なし

団体名	稚内市
会計名	普通会計

① 地方債現在高

類型	C
----	---

(i) 推移表

(単位:百万円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計画最終年度 (平成24年度)	計画前年度 (平成19年度)
計画目標値(A)	27,705	27,578	26,846	25,550	24,351	28,318
実績(見込)値(B)	27,641	28,947	28,493	29,229	27,689	
乖離値(C) (A-B)	64	▲ 1,369	▲ 1,647	▲ 3,679	▲ 3,338	629
乖離率(D) (C/A)	0.2%	-5.0%	-6.1%	-14.4%	-13.7%	2.2%

(ii) 要因分析

計画最終年度における 未達成の要因	影響額(単位:百万円)					備考	やむを得ない 事情
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
臨時財政対策債(H21年度 ~)		265	876	1,322	1,589	当初計画との差額	7
減収補てん債(H20年度)	29	26	23	21	18	減収補てん債の発行	7
市街地再開発組等貸付金 (H21年度)		301	301	301			×
市街地再開発組等貸付金 (H23年度)				385		当初見込みなし→220百万円(都市開発資金) ・165百万円(一般単独)	×
第三セクター等改革推進債 (H21年度)		1,763	1,530	1,360	1,190	第三セクター等改革推進債の発行	18
稚内駅周辺地区市街地再開発事業 (地域交流センター整備等)		-631	-631	631	631	事業の延期による(H21→H23)	×
学校整備事業 (稚内東中学校)			-617	-361	-127	事業内容の変更	×
学校整備事業 (富磯小学校)			168	168	168	地域住民からの強い要望により	10
退職手当債			167	150	133	中途退職者の増による	18
過疎地域自立促進特別事業分 (H22年度~)			117	221	317	過疎債(過疎地域自立促進特別事業分)の発行	7
学校アスベスト除去			24	24	24	校舎内のアスベスト除去	2
一般廃棄物処理施設整備事業 (生ごみ中間処理施設)				388	388	当初計画では見込めなかった政策の見直し 及びH23年度の交付金配分減額による	14
合計	29	2,054	2,905	3,654	3,827		

(iii)実績(見込)値が計画目標値に届かない理由及びやむを得ない事情についての検討事項

本市は、平成21年度において、基幹産業でもある「観光」が景気低迷等の影響を受け、年々観光客が減少している状態で、ホテル事業を担っていた第三セクターがその影響を受け、経営存続の危機に立たされ会社を閉鎖することとなった。本市は損失補償契約を締結していたことから、その損失補償を行わなくてはならず、その償還に充てる財源として総務省の承認を得て「第三セクター等改革推進債」(1,762百万円)を発行したため、地方債残高が大きく増加している。

普通交付税の財源不足を補完する「臨時財政対策債」の発行可能額は計画時よりも増加してきており、団塊の世代の退職者の退職手当の財源として発行する退職手当債が増加傾向にある。さらに、平成22年度から新過疎法により、ソフト事業にも過疎債が充当できることとなったため、この分も増加している要因と考えられる。

本市の特殊な事情としては、平成20年度から稚内駅周辺地区市街地再開発組合に対して、平成20年度に250百万円、平成21年度に550百万円、平成23年度は440百万円、計1,240百万円(うち地方債 1,084.9百万円)の貸付を行っていることにより、一時的に地方債残高が増加しているが、これは、市街地再開発事業が完了した時点で再開発組合から返済されるものである。(返済期限:平成25年3月31日)

●本市における主なやむを得ない事情

- ①普通交付税算定で算出された財源不足分を補う臨時財政対策債の発行額の増額【やむを得ない事情:7】
- ②地方税の減収により当該年度の収支不足分を補う減収補てん債の発行【やむを得ない事情:7】
- ③第三セクターである「稚内シーポートプラザ」の閉鎖に伴う損失補償の財源確保のための第三セクター等改革推進債の発行【やむを得ない事情:18】
- ④地域住民からの強い要望により、市長の政策転換で学校建設を実施【やむを得ない事情:10】
- ⑤団塊の世代の多くの退職者及び不測の中途退職者の増により財源確保のための退職手当債の発行【やむを得ない事情:18】
- ⑥アスベストの対象種目及び基準見直しによる新たなアスベスト除去事業が発生したことによる財源確保のための地方債発行【やむを得ない事情:2】
- ⑦平成22年度からの新過疎法により、特別事業分(ソフト事業)への過疎債充当可能による過疎債の発行額の増【やむを得ない事情:7】
- ⑧選挙公約に基づいて再選後に政策の見直し及びPFI事業(起債併用型)への方向転換による地方債発行【やむを得ない事情:14】

(iv)改善に向けた取組及び今後の見通し

本市としては、将来の負担軽減を図るため、先んじて第三セクター等の整理に積極的に取り組んできており、当初計画より地方債残高が増加傾向のため、当初計画の目標達成は非常に困難な状況ではある。しかし平成23年度に新たな財政推計を立て、将来的に適正な財政運営が図れるよう投資的事業の見直しを行い、適正かつ計画的な予算措置を講じることに務め、的確な地方債の活用により、公債費の抑制にも取り組んでいく。

(v)改善方針の進捗状況

平成23年度は、統一地方選挙があり、本市においても新たな市長の下、住民サービスの確保や住み良いまちづくりを進めるために様々な公約を立てているが、まず健全な財政運営を図るために、将来にわたる財政推計を基本とし、適正かつ計画的な事業の組み立てを行い、住民のために必要な事業の優先度を十分に検証し、そのために必要な地方債を活用し、引き続き地方債残高の抑制に努めている。

団体名	稚内市
会計名	普通会計

② 実質公債費比率

類型	C
----	---

(i) 推移表

(単位:%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計画最終年度 (平成24年度)	計画前年度 (平成19年度)
計画目標値(A)	16.0	16.0	15.6	15.3	14.6	16.0
実績(見込)値(B)	16.7	17.2	17.4	17.0	16.9	
乖離値(C) (A-B)	▲ 0.7	▲ 1.2	▲ 1.8	▲ 1.7	▲ 2.3	▲ 0.9
乖離率(D) (C/A)	-4.4%	-7.5%	-11.5%	-11.1%	-15.8%	-5.6%

(ii) 要因分析

(単位:百万円、%)

係数項目	平成22年度			乖離要因	やむを得ない事情	採用係数
	計画目標値(A)	実績見込値(B)	乖離値(A-B)			
地方債の元利償還金	3,500	3,573	73	第三セクター等改革推進債の元利償還金の増	18	3,500
準元利償還金	853	1,043	190	第三セクターの整理(損失補償に伴う債務負担分)	18	853
地方債の元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	448	468	-			468
普通地方交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金	2,490	2,306	184	地方債の元利償還金の減による	×	2,306
標準財政規模	11,629	13,064	-			13,064
単年度実質公債費比率	15.5	17.1			単年度再算定比率	14.7

係数項目	平成23年度			乖離要因	やむを得ない事情	採用係数
	計画目標値(A)	実績見込値(B)	乖離値(A-B)			
地方債の元利償還金	3,562	3,541	-			3,541
準元利償還金	664	804	140	当初計画でのPFI事業の割賦払分の見込み漏れ	×	804
地方債の元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	443	400	43			400
普通地方交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金	2,420	2,372	48	地方債の元利償還金の減による	×	2,372
標準財政規模	11,629	12,907	-			12,907
単年度実質公債費比率	14.8	14.9			単年度再算定比率	14.9

係数項目	平成24年度			乖離要因	やむを得ない事情	採用係数
	計画目標値(A)	実績見込値(B)	乖離値(A-B)			
地方債の元利償還金	3,422	4,572	1,150	市街地再開発組合貸付金債(1,085百万円)が満期一括償還の地方債ではないとの見解により	9	3,422
準元利償還金	601	777	176	当初計画でのPFI事業の割賦払分の見込み漏れ	×	777
地方債の元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	443	1,490	-	市街地再開発組合貸付金の組合からの返済による特定財源があるため(1,085百万円)	9	443
普通地方交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金	2,300	2,336	-		×	2,336
標準財政規模	11,629	12,773	-			12,773
単年度実質公債費比率	13.7	14.6		14.4	単年度再算定比率	13.6
実質公債費比率	14.7	15.5			再算定比率	14.4

(iii)実績(見込)値が計画目標値に届かない理由及びやむを得ない事情についての検討事項

近年の急激な景気低迷により、本市の基幹産業である観光において、観光客の入込数が右肩下がり状況で、宿泊客も激減してきた中で、本市が最大の出資をして設立した第三セクターである「稚内シーポートプラザ」の宿泊客や利用客も減少し、経営が悪化してきた。市では出資に加え、金融機関からの長期借入金の損失補償を行なっていることから、経営状況の悪化が継続した場合に市の財政に深刻な影響を及ぼすことが予想されたため、市が自らの決定と責任の下で当社の抜本的改革を推進し、財政規律の強化を図ることが極めて重要であると考え、この対応策として当社の経営状況等の評価と抜本的な経営改革策の検討を行なう目的として「経営検討委員会」と設置した。

この経営検討委員会の中で、本市の財政状況などを踏まえ総合的に検討した結果、行政がこれ以上経営に関わることが事実上不可能であり、避けるべきと判断し、様々な選択肢の中で事業譲渡を最優先に取り組みざるを得ないと決断し、当社としても苦渋の決断をしたところであった。

稚内シーポートプラザからは会社清算にあたり、債務の損失補償の履行については、単年度での財源捻出が極めて困難な状況であったため、平成21年度に「第三セクター等改革推進債」を活用し、単年度における負担額の平準化を図り、将来の健全な財政運営に資することを目的に起債申請を行い、総務省の承認を得た上で地方債の発行を行なった。

その結果が地方債の元利償還金が大きく増となっているために実質公債費比率の数値も高く推移している。

また、成熟・少子高齢化社会に向けて都市の活力を維持向上させるため「コンパクトまちづくり」を目標に、稚内駅周辺地区を拠点として、鉄道とバス等の交通機能の強化、情報・交流・観光の拠点として整備するとともに、商店街や町内会、各種団体の連携のもと、商業や地域コミュニティの活性化を図るため、稚内駅前地区市街地開発事業を進めてきた。市は、平成20年度から国の都市開発資金貸付制度を活用し、貸付金の1/2は無利子の貸付金、残りの1/2は一般単独事業債で借入を行い、市街地再開発組合に対して貸付しており、その貸付金が平成24年度中に全額一括返済されることから、同時に借入を行なった地方債の償還に充てるため、当該年度の元利償還金が大きく増額となっている。

●本市におけるやむを得ない事情

- ①平成21年度において、第三セクターである「稚内シーポートプラザ」の閉鎖に伴う損失補償の財源確保のために発行した第三セクター等改革推進債の元利償還金の増【やむを得ない事情:18】
【第三セクター等改革推進債の元利償還金に対する影響額(H22:257百万円、H23:192百万円、H24:189百万円)】
- ②平成20年度に第三セクターである「宗谷畜産開発公社」の解散に伴う金融機関との損失補償の履行による準元利償還金の増【やむを得ない事情:18】
【準元利償還金に対する影響額(H22:70百万円、H23:69百万円、H24:68百万円)】
- ③稚内駅前地区の市街地再開発事業を進めており、その事業を実行している市街地再開発組合に対して、平成20年度から国交省所管の都市開発資金の貸付制度を活用して、貸付金の1/2を国から無利子で貸付を受け、残りの1/2は市から貸付を行っている。市が貸し付ける分の財源については、一般単独事業債を活用して確保していた。借入金については、貸付した組合から一括返済されるため、国に対しても償還期日までに一括で支払うこととなり、これに併せて、一般単独事業債についても同様の償還としている。
これが満期一括償還の地方債であるとの見解により、平成22年度の執行状況報告では、30年償還と想定して元利償還額を積算していたが、その後、総務省との協議により満期一括償還の地方債ではないとの了承を得たため、平成24年度の元利償還金並びに特定財源の額が双方大幅に増額となっている。【やむを得ない事情:9】
【元利償還金並びに特定財源の影響額(H24:1,085百万円)】
- ④病院事業において、循環器科の常勤医2名が撤退したことや透析専門医の退職に伴う補充できていない状況で、病院の経営が非常に厳しい状況となり、赤字補てん分を一般会計からの繰出金に頼らざるを得ない状態である。その基準外の繰出金により準元利償還金にも影響が出ている。
【やむを得ない事情:20】
【準元利償還金に対する影響額(H23:130百万円、H24:130百万円)】
- ⑤生ごみ中間処理施設整備については、選挙公約に基づいて再選後に政策の見直し及びPFI事業(起債併用型)への方向転換により発生する施設供用開始後の後年度の割賦払が準元利償還金の増となっている。【やむを得ない事情:14】
【準元利償還金に対する影響額(H24:32百万円)】

(iv)改善に向けた取組及び今後の見通し

本市として、将来の負担軽減を図るために、先んじて第三セクター等の整理を積極的に取り組んできており、当初計画より実質公債費比率も増加しており、当初計画の目標達成は非常に困難な状況ではある。しかしながら将来的に適正な財政運営が図れるよう投資的な事業の見直しを十分検証し、適正かつ計画的な予算措置を講じることに務め、的確な地方債の活用を行い、今後の実質公債費比率の数値を少しでも目標値に近づけるよう務めていく。

(v)改善方針の進捗状況

将来負担の軽減を図るべく、先んじて第三セクター等の整理を積極的に取り組んだことから、当初の計画から一時的に地方債の発行額が増額、目標値より比率が高くなる傾向にあり、現計画の目標達成は非常に難しい状況である。このような状況下ではあるが、現在、投資的経費に係る事業の優先度を十分に検証し、適正かつ計画的な予算措置を講じるため、H24年度以降の財政推計を策定中であり、将来的には適正な財政運営が図れるよう、これまで以上に的確な地方債の活用とともに公債費の抑制に努める。

(iii)実績(見込)値が計画目標値に届かない理由及びやむを得ない事情についての検討事項

(iv)改善に向けた取組及び今後の見通し

(v)改善方針の進捗状況

(iii)実績(見込)値が計画目標値に届かない理由及びやむを得ない事情についての検討事項

Empty dashed box for (iii)実績(見込)値が計画目標値に届かない理由及びやむを得ない事情についての検討事項

(iv)改善に向けた取組及び今後の見通し

Empty dashed box for (iv)改善に向けた取組及び今後の見通し

(v)改善方針の進捗状況

Empty dashed box for (v)改善方針の進捗状況